

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の公布による。

立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例

立川市職員育児休業等条例（平成4年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) ……略……</p> <p>(6) ……略……</p> <p>(7) <u>任期を定めて任用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> | <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の5 <u>法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める<u>再度の育児休業をすることができる特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) ……略……</p> <p>(7) ……略……</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> |

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号に規定する条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)

第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(委任)

第12条 ……略……

(委任)

第10条 ……略……

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の立川市職員育児休業等条例第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。